

(参考) 要介護認定の有効期間について

申請区分等		原則の 認定有効期間	設定可能な 認定有効期間の範囲
新規申請		6ヵ月	3～6ヵ月
区分変更申請		6ヵ月	3～6ヵ月
更新申請	前回要支援 → 今回要支援	12ヵ月	3～12ヵ月
	前回要介護 → 今回要介護	12ヵ月	3～24ヵ月

※認定有効期間の特例

現在、要介護認定の更新申請において、要支援から要介護、要介護から要支援に認定される場合は、新規申請扱いとなるため、認定有効期間は、原則6ヵ月(最大 6ヵ月)となっている。

要介護認定に対するこれまでの指摘事項の概要

- 経済同友会「2009年度社会保障改革委員会提言」(平成22年6月)
 - ・ 給付の適正化としては、要介護度の認定を客観的な基準の下で行うことが必要である。認定率には地域格差があり、特に軽度ではそれが顕著になっているという指摘もあり、認定における透明性、公平性を高める視点から、認定方法の見直しを行う必要がある。
- 認知症の人と家族の会「介護保険制度改正への提言」(平成22年6月)
 - ・ 要介護認定を廃止する。
 - ・ 介護サービスの決定は、保険者を加えた新たなサービス担当者会議の合議に委ねる。
- 高齢社会をよくする女性の会「こうすればよくなる介護保険」(平成22年4月)
 - ・ 時間と手間がかりすぎる介護認定を見直し、介護度は3段階とする。将来的には地域包括支援センターなど、公的な責任をもてる機関が要介護認定を担うことが望ましい。加えて、権限と責任を有する専門家の養成が必要となる。
- 大都市介護保険担当課長会議(平成22年2月)
 - ・ 要介護認定事務の一層の効率化を図るため、認定有効期間について、申請区分にかかわらず更に延長すること。
- 介護保険制度に係る書類・事務手続きに関する意見(平成22年7月)
 - ・ 更新認定の有効期間を延長(又は廃止)すべき。要支援と要介護を往き来する場合、事業所との契約の結び直しが負担となるので、手続の簡素化をしてほしい。
- 介護保険部会 池田省三介護給費分科会委員提出資料(平成22年7月)
 - ・ 認定の廃止は介護保険制度を崩壊させ、簡略化も利用者に多大な支障を与えるものである。

論点

- 要介護認定については、保険者が保険給付認定を行うものであり、不可欠な制度であるとの指摘がある一方で、認定事務が繁雑であり簡素化すべき、認定区分の簡素化や廃止を検討すべきなどの指摘があることについてどう考えるか。
- 要介護認定に係る事務の簡素化については、更新申請の際に要支援・要介護をまたぐ場合の認定有効期間の取扱や、認定の有効期間の延長などをどう考えるか。